

第1号様式（乙）（第3条関係）

手数料額計算書

（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更の認定）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 住戸
 建築物全体及び住戸

2 手数料額の計算

申請の種類			適合証がある場合	適合証がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅の申請の場合			別表の2の3の(1) 円(a)	別表の2の4の(1) 円(A)
<input type="checkbox"/> 共同住宅等又は複合建築物であって、住戸ごとの申請の場合	認定対象の住戸数	戸	別表の2の3の(2) 円(b)	別表の2の4の(2) 円(B)
<input type="checkbox"/> 共同住宅等又は複合建築物であって、1の建築物の申請の場合	住戸の部分の総戸数	戸	別表の2の3の(3)ア 円(c)	別表の2の4の(3)ア 円(C)
	共用部分の床面積の合計	m ²	別表の2の3の(3)イ 円(d)	別表の2の4の(3)イ 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表の2の3の(3)ウ 円(e)	別表の2の4の(3)ウ 円(E)
	計		(c)+ (d)+ (e) 円	(C)+ (D)+ (E) 円
<input type="checkbox"/> その他の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	m ²	別表の2の3の(4) 円(f)	別表の2の4の(4) 円(F)

（注意）

- 1 別表とは、目黒区手数料条例別表をいう。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合には、目黒区手数料条例別表の1の95の項に定める額を加算する。
- 3 建築物全体及び住戸を申請の対象とする場合は、1の建築物の申請の場合の手数料額を記入する。
- 4 適合証とは、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。

（用紙規格 A4）